



# 青森県報

第十九百九十六号 平成十四年三月十五日(金曜日)

目 次

規 則

- 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事課) : 一  
(団体経営課) : 一  
(改善課) : 一

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十五日

規 則

青森県知事 木村守男

青森県規則第十号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 道路の区域の変更
- 右 同 ( ) : 二
- 道路の供用の開始
- 同 ( ) : 三
- 同 ( ) : 四

公 告

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「監獄」の下に「(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)」を加え、同条第二号中「(昭和二十三年法律第百六十八号)」を削る。

出先機関

- 土地改良区の役員の退任

(水産事務所) : 五  
(地方農林水産課) : 五  
(企画課) : 五

この規則は、公布の日から施行する。

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

公安委員会

- 型式の検定適合遊技機

## 青森県規則第十一号

青森県知事 木村守男

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて総覽に供する。)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県漁業近代化資金利子補給規則第二条の規定は、平成十四年二月一日以後において利子補給承認のなされる漁業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

## 告示

## 青森県告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年三月十五日

青森県知事 木村守男

平成十四年三月十五日

青森県知事 木村守男

## 青森県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十五日

青森県知事 木村守男

一 保安林の所在場所

むつ市大字城ヶ沢字流道一七の二・字小川目一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

3		2		1		番号面
県道		県道		県道		種道路類の
車場線 尾駒有戸停		大鷲浪岡線		久栗坂造道		路線名
後	前	後	前	後	前	変更の区間
五一〇 ● ○○○ メー 一ト ルま で	四一二 ● ○○○ メー 一ト ルま で	六一三〇 ● 五五〇 メー 一ト ルま で	五一〇 ● ○○○ メー 一ト ルま で	五二〇 ● ○○○ メー 一ト ルま で	八一八 ● ○○○ メー 一ト ルま で	一三五・ 〇〇メー 一ト ルま で
上北郡野辺地町字向田二八六の一から 上北郡野辺地町字向田二八六の一まで	上北郡野辺地町字向田二八六の一から 上北郡野辺地町字向田三〇二の三まで	上北郡野辺地町字向田二八六の一から 上北郡野辺地町字向田三〇二の三まで	上北郡野辺地町字向田二八六の一から 上北郡野辺地町字向田三〇二の三まで	上北郡野辺地町字向田二八六の一から 上北郡野辺地町字向田三〇二の三まで	上北郡野辺地町字向田二八六の一から 上北郡野辺地町字向田三〇二の三まで	弘前市大字乳井字岩ノ上四の一から 弘前市大字薬師堂字岡本七〇の一八まで 弘前市大字薬師堂字岡本七〇の一八まで
青森市大字原別字上海原三二の一から 青森市大字造道字磯野八一の二まで	青森市大字原別字上海原三二の一から 青森市大字造道字磯野八一の二まで	弘前市大字乳井字岩ノ上四の一から 弘前市大字薬師堂字岡本七〇の一八まで 弘前市大字薬師堂字岡本七〇の一八まで	弘前市大字乳井字岩ノ上四の一から 弘前市大字薬師堂字岡本七〇の一八まで 弘前市大字薬師堂字岡本七〇の一八まで	弘前市大字乳井字岩ノ上四の一から 弘前市大字薬師堂字岡本七〇の一八まで 弘前市大字薬師堂字岡本七〇の一八まで	弘前市大字乳井字岩ノ上四の一から 弘前市大字薬師堂字岡本七〇の一八まで 弘前市大字薬師堂字岡本七〇の一八まで	一、二五八・〇〇メートル
敷地の幅員	敷地の延長	前後別	前後別	前後別	前後別	前後別
二〇七 ● 八〇メー 一ト ルま で	一七七 ● 六〇メー 一ト ルま で	一、九九五 ● 〇〇メー 一ト ル	一、二五八 ● 〇〇メー 一ト ル	一、九九五 ● 〇〇メー 一ト ル	一、九九五 ● 〇〇メー 一ト ル	一、二五八 ● 〇〇メー 一ト ル
備考						

青森県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり  
道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月十四日まで青森県県土整備部  
道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十五日

青森県知事  
木村守男

下県道 田停車場線	路線名	供用開始の区間	の供用期日始
上北郡下田町字三本木七八の一から まで			平成十四年三月十五日
平成四・四・一			

## 青森県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり  
道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月十四日まで青森県県土整備部  
道路課において一般の縦覧に供する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年三月十五日

## 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

## 公 告

番号面	種道路類の	路線名	変更の区間	前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
3	2	1	前	後	前	後	
県道	県道	県道	後	後	前	後	
線 線 織ヶ沢蟹田 線	今別蟹田線	東津軽郡蟹田町大字大平字山元九〇の三から 東津軽郡蟹田町大字大平字沢辺四六の二まで	東津軽郡蟹田町大字大平字山元九〇の三から 東津軽郡蟹田町大字大平字沢辺四六の二まで	六一七・〇〇メートルから 六一七・〇〇メートルまで	一、一四五・二〇メートル	一、一一四・五〇メートル	
下田停車場	下田停車場	東津軽郡蟹田町大字大平字山元九〇の三から 東津軽郡蟹田町大字大平字沢辺四六の二まで	東津軽郡蟹田町大字大平字山元九〇の三から 東津軽郡蟹田町大字大平字沢辺四六の二まで	一一二・七〇メートルから 一一二・七〇メートルまで	一一一・〇〇メートル	一一一・〇〇メートル	
上北郡下田町字三本木七八の一から 上北郡下田町字三本木七八の一から	上北郡下田町字三本木七八の一から 上北郡下田町字三本木七八の一から	八〇・八〇メートルから 八〇・八〇メートルまで	八〇・八〇メートルから 八〇・八〇メートルまで	一一二・三〇メートルから 一一二・三〇メートルまで	一二一・〇〇メートル	一二一・〇〇メートル	
上北郡下田町字三本木七八の一から 上北郡下田町字三本木七八の一から	上北郡下田町字三本木七八の一から 上北郡下田町字三本木七八の一から	一九八・八〇メートル	一九八・八〇メートル	一一〇・〇〇メートル	一一〇・〇〇メートル	一一〇・〇〇メートル	
一四七・〇〇メートルから 一四七・〇〇メートルまで	一四七・〇〇メートルから 一四七・〇〇メートルまで	一一一〇・〇〇メートル	一一一〇・〇〇メートル	一一一〇・〇〇メートル	一一一〇・〇〇メートル	一一一〇・〇〇メートル	
一二一・八〇メートルから 一二一・八〇メートルまで	一二一・八〇メートルから 一二一・八〇メートルまで	一二一〇・〇〇メートル	一二一〇・〇〇メートル	一二一〇・〇〇メートル	一二一〇・〇〇メートル	一二一〇・〇〇メートル	
		一二五四・〇〇メートル	一二五四・〇〇メートル	一二五四・〇〇メートル	一二五四・〇〇メートル	一二五四・〇〇メートル	

- 一 物品等の名称及び数量  
患者監視装置一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県立中央病院管理調達課  
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十四年二月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
青森市虹ヶ丘一丁目五の六
- 六 契約金額  
七千六百三十七万七千円
- 七 隨意契約の理由  
一般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がないため、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の二第一項第六号の規定を適用したものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日  
平成十四年一月十八日
- 肥料の登録
- 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第四条第一項の規定により平成十四年三月六日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。
- 平成十四年三月十五日

青森県知事 木村守男

## 公 安 委 員 会

## 肥料の登録

## 青森県公安委員会告示第十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

## 出先機関

## 土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年三月十五日

三戸地方農林水産事務所長

由 良 武

理 事	役員の 区 别	氏 名	住 所	退任の年月日
野方咲枝子		三戸郡田子町大字田子字白樺四六の五		平成十四年二月六日

登録番号 三四四四号	肥料の種類 蒸製毛粉	肥料の名称 フェザーミル	保証成分量 窒素全量一二〇	その他の 規格

平成十四年三月十五日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型式名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR2002FIFAワールド カップTM2	奥村遊機株式会社
回胴式遊技機	CRマッピーパークV CRゴーストハウスM CRゴーストハウスL	マルホン工業株式会社 株式会社サンセイアールアンドディ

同右	同右	デジスター7
同右	同右	同右

青森市長島二丁目一番二号 青森県	発行所・発行人
青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭